

# 特定非営利活動法人 **日本システム監査人協会報**

## 特集：システム監査と国際化の波

### 韓国情報システム監理協会との 覚書調印式参加報告

渉外担当事 桜井由美子

昨年の秋に、韓国情報システム監理協会(KISAA: Korea Information Systems Audit Association)から、協同事業や情報交換等で連携したいとの申し入れがあり、鈴木会長や橘和副会長が中心になって理事会等で協議を重ねてこられました。この度両理事会で承認され、めでたく覚書調印の運びとなりました。ソウルでの調印式に参加させていただきましたのでご報告いたします。KISAA(詳細は5.参照)は、1986年設立の社団法人で、個人会員254名、監査法人会員12社、特別会員4団体と本協会より小規模ですが韓国における情報システム監査の草分け的存在です。

### 1. 日程

- 3/22 (水) 18:00～20:00  
 KISAA主催夕食会 於 KOREAHOUSE  
 3/23 (木) 11:00～14:00  
 覚書調印式 & Luncheon Meeting  
 於 Westin Chosun Hotel

### 2. 参加者

- 日本側 鈴木信夫会長、  
 沼野 伸生 (渉外担当事)、  
 桜井由美子 (渉外担当事)

韓国側 Kingduck Lee 名誉会長、  
 Choi Jiyun 会長、  
 Jeon Jongbong 事務局長、  
 他理事10数名

### 3. 覚書(MOU:Memorandum Of Understanding)要約

- (1) 目的  
 両協会における協同事業や情報交換を促進させるための協調関係を確立する。
- (2) 情報交換や連携の範囲
  - ① 情報システム監査の技術や方法についての情報交換
  - ② 情報システム監査に関する資料や文献等の交換
  - ③ 情報システム監査に関する共同プロジェクトへの監査人の相互派遣
  - ④ 情報システム監査に関するシンポジウム、ワークショップ、講演会等への専門家の相互派遣
  - ⑤ 交流についてその他の可能性を探る



### 目次

#### (特集) システム監査と国際化の波

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 韓国情報システム監理協会との覚書調印式参加報告 .....   | 1  |
| 情報処理技術試験のアジア共通統一試験の実施について ..... | 4  |
| CITRIS 参加報告 .....               | 6  |
| (投稿) 公認システム監査人レポート .....        | 8  |
| 速報 改訂 JIS Q 15001 改訂のポイント ..... | 10 |
| 第117回月例研究会報告 .....              | 14 |
| 第119回月例研究会報告 .....              | 15 |
| 第18年度 第4回理事会議事録 .....           | 17 |
| 第18年度 第5回理事会議事録 .....           | 18 |
| 会報部会・2006年計画 .....              | 19 |
| 会報編集委員募集 .....                  | 20 |
| 会報掲載論文募集 .....                  | 21 |
| システム監査実践セミナー(in 仙台)受講生募集 .....  | 22 |
| 韓国システム監査事情に関する講演会案内 .....       | 23 |
| 編集後記 .....                      | 24 |

## (3) 有効期間と更新について

- ・有効期間はMOU調印日から2年間。
- ・有効期間内の改訂は相互の合意によって行う。
- ・有効期間満了3ヶ月前までに双方から契約終了の通知がない限りは、引き続き2年間自動更新となる。

## 4. 調印式 (日韓通訳付)

## 4.1 式次第

- ・開会の辞
- ・調印者(両会長)の紹介
- ・調印式に至るまでの経緯報告
- ・覚書の調印
- ・KISAA会長声明
- ・SAAJ会長声明
- ・覚書朗読 by KISAA理事
- ・SAAJ紹介(活動内容) by 沼野理事
- ・記念撮影
- ・「情報システム監査実践マニュアル」等の贈呈 by 鈴木会長
- ・Luncheon Meeting

## 4.2 調印式の内容

KISAAの事務局長で式の進行役でもあるJeon氏の開会宣言で式はスタートした。初めにChoi会長と鈴木会長が調印者である旨参加者に紹介された。次に今までの経緯が報告され、その後両会長による覚書への調印が行われた。厳粛なムードでの調印の後、Choi会長と鈴木会長からそれぞれ、連携をお互いの発展につなげて行きたい旨の声明が出された。鈴木会長はスピーチの中で、初めに申し入れをしてこられたLee名誉会長(昨年末まで会長)の功績を称えられた。次にKISAAの理事から覚書原文(英語)の朗読が行われ、参加者全員で内容を再確認した。その後、沼野理事からSAAJの活動内容の紹介が行われ、記念撮影の後、鈴木会長からChoi会長へ「情報システム監査実践マニュアル」と「システム監査・情報セキュリティ監査ハンドブック」が贈呈されて式は終了した。続けて昼食を取りながら活発に意見交換を行った。

## 5. KISAA 紹介

## 5.1 協会概要

- ① 組織名: Korea Information Systems Audit Association  
漢字表記: 韓国情報システム監理協会
- ② 会長: Choi Jiyun Korea IT Audit & Consulting Co., Ltd. 代表取締役社長
- ③ URL: <http://www.kisaa.or.kr>
- ④ 設立: 1986年8月17日
- ⑤ メンバー: 個人会員 254 名、Audit Firm 会員 12 社、IT Integrated Service Firm 特別会員 4 団体

## ⑥ 会員の資格要件

- ・個人会員: 大卒またはそれと同等で、IT分野における9年以上の実務経験を持つもの。
- ・Audit Firm 会員: 4人以上の常勤の監査人(内1名はNational Computer Agencyの監査人養成コースを修了していること)を擁するInformation system audit firm。
- ・特別会員: KISAAの目的をサポートするFirm又はOrganization。

## 5.2 目的

- ① カンファレンス開催と教育プログラム提供
- ② ジャーナル発行やその他専門教材等の提供
- ③ 情報システム監査基準の作成、更新、公表、およびその解説、ガイドラインの発行
- ④ システム監査に関する書籍ならびに情報の収集、管理、配布
- ⑤ 情報システム監査ビジネスの遂行
- ⑥ 情報システム監査に関する研究の促進
- ⑦ 情報システムコントロール及び監査の専門家の育成
- ⑧ 多様なビジネスコミュニティとの幅広い専門知識の共有化
- ⑨ その他協会の目標達成にかかわる活動

## 6. 意見交換を通しての韓国のシステム監査事情報告

## 6.1 情報システム監理について

韓国のSystems Auditには2系統ある。1つはKISAAが行っている情報システムの企画・開発過程で行う監査で『情報システム監理』という。もう一つは会計監査法人が行う「情報システム監査」である。『情報システム監理』は、通常、監査リーダー、DB専門家、アプリケーション専門家、アーキテクチャー(ネットワークやシステム構成)専門家の4人構成のチームで行う。プロジェクト管理等の管理的側面だけでなく、アーキテクチャーの妥当性や監査ツールを駆使して情報システムの妥当性等の検証にまで踏み込むのが常である。現在は企画・開発過程の監査が主であるが、これからは運用過程の監査も手がけていきたいと考えているようである。クライアントは公共機関が多い。『情報システム監理』の基準は韓国電算院から公表されているものを主に活用している。『情報システム監理』を標榜している監査人の団体はKISAAの他に最近もう1団体できた。また、情報セキュリティ監査については、別のスキーム(軍関係)で基準作りから導入までを行っている。

## 6.2 法規制について

「ITA 基本法」(ITA: Information Technology Architecture)が昨年末国会を通過し、今年の7月から施行されることになっている。一定規模以上の情報システムの開発等にはSystems Auditが義務付けられることになる。SOX法やEAとの関係を問うたところ、韓国独自の考えであるとの回答であったが、時期的にみても日本版SOX等と類似の動きではないかと思われる。内容はまだ公表されていない。今後継続的にウォッチしていく必要があるであろう。

## 7. KISAA から SAAJ への要望

日本で行うシステム監査のチームにKISAAのメンバーを参加させてもらえないか打診されたので言葉の問題をクリアする必要があると伝えた。

彼らは英語で何とかできるのではと思っているふしがある。



SAAJ 主催のシステム監査実践セミナーへのオブザーバ参加はどうかと薦めたが、研修ではなく実務を経験したいとの要望であった。

## 8. おわりに

昨年の秋頃に技術士の橋本義平氏(私が3年前まで在籍していたソフトウェアハウスの前社長)を介して申し入れがあったことは理事会を通して知っていました。しかし、相手はどのような人達なのだろうと内心不安ではありましたがお会いして見て一安心。日本語が達者なLee名誉会長を始め皆さん友好的な紳士でした。

情報システム監理については、私も以前開発過程の業務監査(プロジェクト監査)に数年関わっていたので親近感を覚えましたが、アーキテクチャーの妥当性検証や監査ツールを駆使して監査を行っている彼らは一歩先を行っているようです。今回の覚書調印で正式にパイプがつながったわけで、これから情報交換等を通してお互い切磋琢磨できるようにしていければと思っています。日本での再会を約束してソウルを離れました。今回は本当に貴重な経験をさせていただきました。

## 9. 番外編 (日本と韓国の比較)

今回は、日韓の通訳として、東京情報大学の朴宣美さんに同行してもらいました。移動の車中等で彼女から聞いた韓国と日本の違いをご紹介します。

- ・ 地震がない：ソウル近辺は30階以上の高層マンションが建ち並んでいる。
- ・ 花粉症がない：杉の木が少ない。彼女とお姉さんは日本在住ですがこちらに来て花粉症になったそうです。
- ・ 車は右、人は左。
- ・ 携帯も普及しているが、町では公衆電話ボックスが目についた。

Lee名誉会長が帰りの飛行機の時間までに、是非「チョン ゲ チョン」という市内を流れる川を見て行ってくださいと言われました。数年前まではどうしようもないドブ川だったのを、官民一体になって浄化したのだそうです。

確かに、せせらぎの水音が聞こえる3メートルほどの小川の兩岸には遊歩道が整備され、石に照明が埋め込まれた飛び石などもあって、多くに市民がそぞろ歩きを楽しんでおり、ソウルのオアシスの存在になっていました。短時間の滞在ではありましたが、なにか韓国の上昇ムードを実感した2日間でした。



左から KISAA Lee名誉会長、Choi会長  
SAAJ 鈴木会長、桜井、沼野理事

### (継続教育セミナーの予告)

後述の案内通り、協会公認システム監査人等認定委員会では、継続教育セミナーとして、下記の講演会の実施を予定している。

#### 1. テーマ

社団法人韓国情報システム管理協会との提携記念講演会  
「韓国システム監査事情に関する講演」

#### 2. 日時：

平成18年(2006年)9月30日(土)

## 情報処理技術者試験のアジア共通統一試験の実施について (IT Professionals Examination)

情報システムの企画開発運用などを担う人材育成には、アジア各国でも精力的に活動しています。今回、システム監査と国際化の特集にあたり、IT人材育成の動向として報告します。以下の報告は、JITECの掲載内容を、会報編集部で要約したものです。(文責 会報編集部)  
出典 [http://www.jitec.jp/1\\_18else/kaigai\\_002.html](http://www.jitec.jp/1_18else/kaigai_002.html) (2006年4月7日掲載)

日本の情報処理技術者試験制度を移植し導入したフィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー及びマレーシアの5か国において、2006年4月より『IT Professionals Examination』の実施を開始しました。この試験は、同じ日の、同じ時間に、同じ問題を使用し実施する共通統一試験で、内容はFE試験(基本情報技術者試験相当)です。これら5か国においては、この共通統一試験を通じて共通の尺度で受験者を評価し、相互に合格者を認定し、毎年4月と10月の年2回、共通統一試験を実施する。(当初はFEのみ、今後他の区分も共通化していく見込み。)

### 1. 制度の概要

「アジアITスキル標準共通化イニシアティブ」は、ASEAN+日・中・韓経済閣僚会合(2000年10月)において平沼通商産業大臣(当時)が提唱し、採択された。これは、わが国の30年以上にわたる情報処理技術者試験の経験・ノウハウを活かして、アジア地域でIT技術者を対象とする試験制度を創設し、「情報処理技術者スキル標準」(以下、スキル標準という)ベースでの相互認証を通じてアジア各国のIT人材育成を支援し、IT人材の流動性の向上・有効活用を図る施策。

この施策に従って、情報処理技術者試験センターでは、これまでインド、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、台湾、マレーシアの10か国・地域との間で相互認証を行い、覚書を取り交わしたので、日本と各国のIT試験実施機関との間で、相互認証の対象となるスキル標準(又はこれに相当する出題範囲等)が同等レベルであることを認証する。

### 2. 相互認証を行うための要件

| IT試験の有無                                                     | 相互認証を行う条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) IT試験が国家試験として存在し、実施されている国<br><br>(インド、シンガポール、韓国、中国、台湾)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の情報処理技術者試験のスキル標準と当該国のIT試験のスキル標準(又はこれに相当する出題範囲等)が同等レベルであること。</li> <li>試験実施機関に対して継続して当該国政府の財政的支援が確約されている、又は試験実施機関の財政基盤が強固であること。</li> <li>継続して試験実施が可能であると見込まれること。</li> </ul>                                                                                                      |
| (2) IT試験が国家試験として存在していない国<br><br>(フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシア) | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該IT試験について政府が国家試験と認めること。</li> <li>IT試験を実施する機関が存在し、試験実施を担当する部門と問題作成部門が組織化されていること。</li> <li>日本の情報処理技術者試験のスキル標準と当該国のIT試験のスキル標準(又はこれに相当する出題範囲等)が同等レベルであること。</li> <li>試験実施機関に対して継続して当該国政府の財政的支援が確約されている、又は試験実施機関の財政基盤が強固であること。</li> <li>トライアル試験を行い、継続して試験実施が可能であると見込まれること。</li> </ul> |

### 3. 相互認証のねらい

情報処理技術者試験の相互認証により、次の効果を目指している。

- (1) 各国が、アジア各国の IT 技術者を受け入れる際、客観的な能力評価の判断基準。
- (2) 相手国に進出している企業は、現地 IT 技術者の採用のコスト・リスクを軽減できる。
- (3) アジア各国の企業がソフトウェア開発する際に業務提携しやすくなります。
- (4) 各国 IT 技術者が、進出している外資へ就職する際の能力を示す指標。

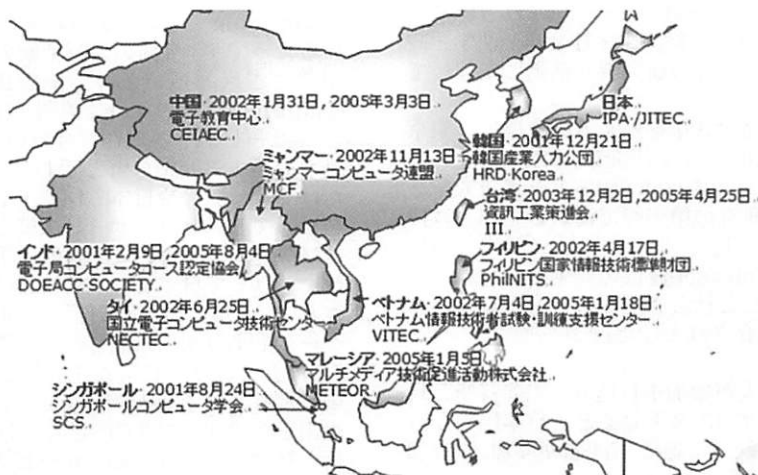
### 4. 相互認証の効果

各国の試験合格者は、日本へ入国する際に必要となる就労ビザの取得要件が緩和される。

(現在、インド、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、台湾が対象)

| 国名     | 試験実施機関の URL                      | 相互認証試験の種類 (略号は JITEC 分類) |    |    |    |    |    |    |
|--------|----------------------------------|--------------------------|----|----|----|----|----|----|
|        |                                  | PM                       | AE | NW | DB | SW | FE | AD |
| インド    | http://www.doeacc.org.in/        |                          | ○  |    |    | ○  | ○  |    |
| シンガポール | http://www.scs.org.sg/           | ○                        |    |    |    |    |    |    |
| 韓国     | http://www.work.go.kr/worknet/   |                          |    |    |    | ○  | ○  | ○  |
| 中国     | http://www.ceiaec.org/           |                          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |
| フィリピン  | http://www.philnits.org/         |                          |    |    |    |    | ○  |    |
| タイ     | http://www.nectec.or.th/english/ |                          |    | ○  | ○  |    | ○  |    |
| ベトナム   | http://www.vitec.org.vn          |                          |    |    |    | ○  | ○  |    |
| ミャンマー  | http://www.mcf.org.mm            |                          |    |    |    |    | ○  |    |
| 台湾     | http://www.ites.org.tw/first.asp |                          |    | ○  |    | ○  |    |    |
| マレーシア  | http://www.meteor.orm.my/        |                          |    |    |    |    | ○  |    |

|        | 試験実施機関の名称                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| インド    | DOEACC Society(DOEACC : Department Of Electronics Accreditation of Computer Courses) |
| シンガポール | Singapore Computer Society (SCS)                                                     |
| 韓国     | Human Resources Development Service of Korea (HRD Korea)                             |
| 中国     | China Electronic Information Application Education Center (CEIAEC)                   |
| フィリピン  | Philippine National IT Standards Foundation (PhilNITS)                               |
| タイ     | National Electronics and Computer Technology Center (NECTEC)                         |
| ベトナム   | Vietnam IT Examination and Training Support Center (VITEC)                           |
| ミャンマー  | Myanmar Computer Federation (MCF)                                                    |
| 台湾     | Institute for Information Industry (III) / Computer Skills Foundation (CSF)          |
| マレーシア  | Multimedia Technology Enhancement Operations Sdn Bhd (METEOR)                        |



## CITRIS参加報告

No.898 竹下 和孝

CITRISは、先端のITと環境・安全・貧困・福祉・高齢化と複雑な問題を抱える現代社会をどう融合させていくかをテーマとして掲げる、大変ユニークで大きな活動のようです。カリフォルニア大学・バークレイ校が中核となり活動しているCITRISというプロジェクトは、4月10日(月) 東京・秋葉原で、アジアでの第1回シンポジウムを開催しましたが、少しでも参加の機会を得ました。また内容は非常に興味深いもので継続して情報交換を始めました。

ご関心をお持ちの会員諸氏もおられるかと思  
いますので、会議資料などから要約し、私見を交  
えながら紹介させていただきます。

## 1. 第一回 CITRIS アジア研究シンポジウム

CITRIS (Center for Information Technology Research in the Interest of Society) はカリフォルニア・パークレー校を中核とした、カリフォルニア大学4校が中核となり2001年に創設された大規模な研究機構です。“IT Research in the Interest of Society”の名が示す様に、CITRISは社会の重要課題へのIT技術のチャレンジ、言い換えれば“住み良い世界の為にIT技術は何が出来るか、何をどう研究・開発・普及していくべきか”を研究し、実社会に送り出す活動とでも言えます。

重要課題として現在、環境・エネルギー・運輸・災害・医療/老齡化社会・IT社会の安全とプライバシー・教育・貧困社会等が取り上げられています。一方広義のIT技術には、半導体/ Nanoデバイス、バイオ素材・通信・ソフトウェア・情報科学・Internet・システム工学・機械・土木・サービスマネジメント等が含まれ、これらの技術と社会の課題を繋ぐ、経営学・社会学・法学・政治学・マスメディア等の研究者が活動に参加しています。

CITRISは、発足5年を迎えるのを機に、東京で"第一回CITRIS アジア研究シンポジウム"として開催されたものです。CITRIS アジア研究シンポジウムには、研究の第一線で活動している教授連15人以上が来日し、半導体/Nanoテク等の技術面と、環境/Internet時代の安全とセキュリティ/高齢化社会など社会課題面の双方から、夫々の研究内容が紹介されました。

全体で、230人が参加申し込み、主催者側と日本以外からの参加 43 名を除くと、日本国内から 187 名の参加登録、実際に 154 名が参加。(参加

者の属性は、企業111、政府自治体22、大学22、公益法人・研究機関 26、個人・NPO・ベンチャ 21とのです)

研究報告の内容は、次のアジェンダにそって進行されました。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 09.00 a.m. | <b>政府との提携と CITRIS の概要紹介</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府との提携： 中国大使（特別重要自治協定に署名）</li> <li>● CITRIS (Center for Information Technology in the Interest of Society) の概況<br/>Dr. S. Shankar Seshu (CITRIS Director, 中国大使館に特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 09.45 a.m. | <b>半導体とナノテクノロジーの発展: CITRIS の役割から</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の立場から、政府との提携： 中国大使（特別重要自治協定に署名）</li> <li>● ナノテクノロジーと政府との関係： 黄文雄 (特別重要自治協定に署名) [ECCS MEC II 出席]<br/>Dr. Nathan Cheng (Seminary Micro Lab Acting Director)</li> <li>● 次世代に必要とされるセンシングデバイス<br/>Dr. Ai-Ping (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]</li> <li>● 光通信と光子ネットワーク<br/>Dr. Ming-Yu (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]<br/>Dr. Ben Yoo (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 12.30 p.m. | <b>Keynote スピーチ (昼食付)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● CMOS 技術の発展<br/>Dr. Chennung Wu (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席, 中国 CTIC 出席]</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1.30 p.m.  | <b>在日米大使館での公開サービスと先端 IT 技術:<br/>中国とナノテクノロジー、ヘルスケア、コミュニケーション</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の立場から、政府との提携： 中国大使（特別重要自治協定に署名）</li> <li>● ネットワーク・メディアの融合： 孫海軍<br/>Dr. Jonathan Murray (CITRIS 特別顧問として就任) [CTO Microsoft]</li> <li>● Services, Networks, and Convergence in Information on Technology<br/>Dr. John Spenser (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]</li> <li>● TRUSIS トライバインフォストラクチャ： 個人化のウェブ・コミュニティとプライバシー保護<br/>Dr. S. Shankar Seshu (CITRIS Director, 中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]</li> <li>● 医療と中国のナノテクノロジーとヘルスケアの発展<br/>Dr. Alberto Caruso (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]</li> <li>● 環境と健康： 環境と健康のナノテクノロジー<br/>Dr. Steve Glaser (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]</li> <li>● "Smart Grid" (スマートグリッド) の発展： 中国大使館で特別講演から就任まで<br/>Dr. Paul Hingray (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]<br/>Co-Director for Berkeley Manufacturing Institute and ASIAC Chief Scientist of CITRIS</li> <li>● 環境と健康の発展と： 土壌、ヘルスケアへの応用<br/>Dr. Alex Pang (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]<br/>Chief Scientist of CITRIS</li> <li>● 環境と健康の発展と： 環境と健康のナノテクノロジー<br/>Dr. Ruzhen Zhang (中国科学院のナノテクノロジーに特別顧問として就任) [ECCS MEC II 出席]<br/>Chief Scientist of CITRIS</li> </ul> |

初日のシンポジウムは、部分的に覗いただけの参加ですが、会場の雰囲気や熱気を感じることが出来ました。また翌日には、次の活動につなげるため、「SIG-J (Special Interest Group Japan) 発足準備会議」が開催されたのですが、こちらは全く参加できず残念でした。

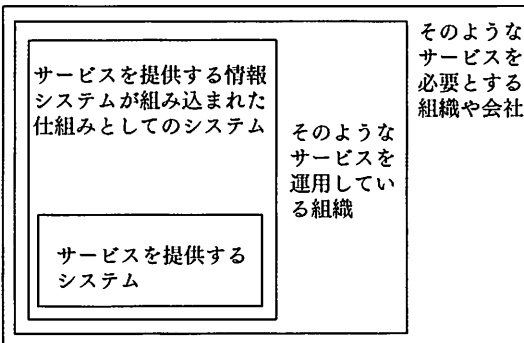
## 2. システムのサービス

さて、CITRIS では、システムがもたらす“Services”、また情報システムが提供する“Services”について、“Science, Management and Engineering”という広い範囲から検討を進めているようです。今回の会議準備のため事前連絡や調整にご尽力頂いた井上隆秀氏 (University of California) は次のように説明しています。

「サービス」が現在、今後の先進国に於いて、最も成長する産業分野と云われて居るのは、米国だけでなく、今や日本も同様でしょう。然し、何を以てサービス、サービス業とするかは、サービス先進国アメリカでも、実の所明確ではありません。以って日本では「サービス残業」等に代表されるように「無償奉仕」と同義語に扱われるケースもあります。然し一方、製造業であっても「あの会社はサービスが悪い」と言う評判は企業の命取りになる事も確かです。社会に於けるITの役割を追求するCITRISとしては、往々にして技術と社会の接点が所謂「サービス」で代表される

領域に落ちる事を、これまで経験し、“サービスとは何ぞや?”、“サービスの良さを測定する尺度は存在するか?”、“サービスの効率化は有り得るのか?”など等、サービスの科学と工学にチャレンジする必要を、非常に多くの機会に経験してきました。従ってサービスとは、コレコレと結論付けるのではなくて、色々な背景を持つ参会者の間で議論を通して、サービスの持つ特性、出来れば測定尺度の整理、サービス度を向上する手法、サービスのROI等を含めた“サービスの科学と技術”にチャレンジしたい、そしてITをどう使いこなしたら、本当の意味でサービス向上になるのか?、先々にはサービスのモデルを作って、シミュレーション出来る様になれば、等考えている次第です。」

このように考えていくと、システム構築やシステム監査の対象とするシステムも、次のように体系的な広がりの中で考えることが出来て、そのどこに視点を置いて活動するかを明らかにすると、監査業務に対する前提条件やニーズ、監査に従事する人に必要なスキルも定まってくると考えられます。



現在では、情報システムや情報システムの成果物である情報に依存しないシステムはないと思われるので、最も内側の“サービスを提供する情報システム”は、最も外側の“組織や社会”に近い大きさであるといっても過言ではないと思います。

### 3. CITRIS

さて、今回このようにふくらみを持たせるヒントを提供してくれたCITRISは、次のような背景を持つ団体です。

カリフォルニア州では、第2、第3のシリコンバレーを作ろうとしています。

このため産学連携プロジェクト「California Institutes for Science and Innovation (CISI)」が進行していますが、この活動の中核で、州の知的財産として重責を担うのがカリフォルニア大学 (University of California、以下 UC) です。UC

は、全米有数の研究型大学ですが、カリフォルニア州各地に9校のキャンパスを有する州立大学で、カリフォルニア州の知的財産とも言われています。CISIは、バイオ、IT、ナノテク、IT in the Interest of Societyの4分野について4研究機関 (QB3、CAL (IT) 2、CNSI、CITRIS) を設立し、この一つが社会の重要課題へのIT活用を研究するCITRISというわけです。4機関それぞれの分野で、UC各校の中から研究を担当するリーダー校・協力校を決め、産業界のニーズ、資金、ノウハウの有効活用を図り、そこに重点投資して、次世代型イノベーションを醸成、UCを中心とする産業クラスターを形成しようとする、カリフォルニアの次のシリコンバレー作りが始まっているといわれています。

20世紀の最後の場面から21世紀のスタート時期、つまりインターネットバブル (ITバブル) が崩壊するまでの米国 New Economy の牽引役は、ITでした。IT革命の次のイノベーションはバイオか、ナノテクか、というようにITの次を模索し続けているようです。ここで誤解してはならないのは、ITの役割は終わったわけではなく、ITの可能性とリスクについて、米国の企業は十分に経験し、ノウハウを習得したということだと思えます。最近ではICTという表現も増えてきました。通信との融合によって、ITは益々、活用領域が増えて影響力も高まります。

### 4. 日本のIT活用基本戦略

一方、わが国、わが町のIT活用の状況は、まだまだこれからです。

一部の先進企業に取り組んでも、取引の相手が準備できていないと、相乗効果を得ることが出来ません。したがって、全体の有効活用は低くなってしまう。IT機器の導入や、パソコンソフトの習熟はかなり普及しましたが、本格的な活用はこれからです。

当協会の活動を見ても、昨年、一昨年はオフショア開発におけるプロジェクト管理やシステム監査について議論が進みました。インド、中国が本格的にソフトウェア開発の国際活動を開始し、韓国、台湾、シンガポールでは製造業でのIT活用だけでなく、政府機関や医療機関でもEDIや電子的な情報連携が進んでいるようです。

情報セキュリティ分野では国境を越えた取引に対するセキュリティ対策の必要性が、当然のごとく議論されています。

そして今年は、日韓の情報セキュリティ監査に関する相互研究が進もうとしています。

CITRISのように米国の動きに啓発されたIT活用の範囲、対象と国際競争レベルは着実に上昇しているようです。

**(投稿) 公認システム監査人レポート**

独立系の公認システム監査人が、情報セキュリティ、企業改革法、会社法改正などの大波小波に乗りながら活動していく様子をお伝えします。

No.898 竹下 和孝

**1. APO 米国 MB 賞受賞企業研究への参加**

2005年11月に、国際機関アジア生産性本部(APO)が主催する、APO米国MB賞(マルコムボルドリッジ賞)受賞企業研究会に参加した。MB賞は、90年代初頭に日本の製造業に対応するため研究された手法であり、整理統合された手法は各国の経営品質評価基準として、パフォーマンスエクセレンスを目指す優良企業の指標として高い評価を受けている。今回は日本経営品質協議会の紹介であり、またアジア15カ国の各国生産性向上活動を支援する機関からの代表を集めた最初(で最後)の企画として準備されたものです。次の日程のように、非常に密度の濃い講演、工場見学、商業地域を見学でき、また企業内の事情についてトップから各部門担当まで、互いに疑問をぶつけて互いに成長することを目指している。従って、これだけ多くの優良企業のトップから直接話を聞く機会、しかもMB賞という標準化された評価基準に基づく話は稀であろう。

表) APO米国MB賞受賞企業研究の日程(2005年11月)

|           |                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月 6日(日) | 成田発13:25    ダラス着09:30                                                                              |
| 11月 7日(月) | オリエンテーション<br>1. MB 賞の概要<br>2. Karlee Company 社(2000 受賞) 事例発表                                       |
| 11月 8日(火) | 3. Branch-Smith Printing 社(2002 年受賞) 事例発表、工場見学<br>4. 商務省国立規格技術研究所 (NIST: MB 賞の運営機関) 発表             |
| 11月 9日(水) | 5. Boeing 社(1998 年、2003 年受賞) 事例発表<br>6. Marlow Industries 社(1991 年) 事例発表                           |
| 11月10日(木) | 7. Clarke American Checks 社(2001 年受賞) 事例発表<br>8. Texas Nameplate Company 社(1998 年受賞) 事例発表<br>夕食懇親会 |
| 11月11日(金) | 9. Xerox 社 (1989 年、1997 年受賞) 事例発表<br>総括討議・閉会、テキサス州ダラス市商業地域見学                                       |

**2. MB 賞を2度も受賞した企業**

訪問したテキサス州は、経営品質向上への関心や取り組みが盛んな地域で、その中に、ボーイング社やゼロックス社と並び、2度もMB賞を受賞した企業が含まれている。

従業員わずか40名、年商4億円に満たない小企業、テキサスネームプレート社です。

この社長から、企業経営への考え方やMB賞への取り組みの動機、苦労話を聞くわけであるが、社長としてのリーダーシップのあり方、社員への気配りと目標設定、目標管理のフォロー体制、顧客へのサービスの実践など、多くの気づきを得ることが出来た。

MB賞や経営品質賞へ取り組むことの意義のひとつには、単に売り上げ高や利益だけで業務の成果を評価しようとするのに対し、顧客の不満や満足、リーダーシップが明確か不明確か、社員のモチベーションは高く維持できているかなど、多面的な評価指標で考える訓練が出来ることを掲げることが出来る。その評価結果で、同業他社や別の業種と優劣を競うことが出来る。

それぞれの企業内改革への取り組みについては、他の参加者とともに社会経済生産性本部が主催する報告会に参加した。

MB賞を2度受賞した企業だけでなく、多くの受賞企業は、10年のような長期計画をたて、地域一番、州一番、全国一番を目指し、着実に努力を重ねている。その蓄積された努力の結果を第三者である審査員(アセッサ)が評価するわけである。

### 3. 主催者 APO とは

APOは1961年に、生産性向上を通じてアジア太平洋地域の社会経済を発展させ、人々の生活水準を向上させることを目的に設立された国際機関である。

政府間協定を通じて、非政治的、非営利的、非差別的に活動している。主な事業は次の通り。

- 1) シンクタンク（加盟国の生産性向上に必要な課題の調査研究）
- 2) 促進機関（加盟国の生産性向上運動の助成と相互協力の促進）
- 3) 調査機関（加盟国の生産性向上に関する開発政策の助言）
- 4) 組織育成機構（加盟国の生産性本部の強化と人づくりの支援）
- 5) 情報センター（生産性に関する情報収集と情報交換の推進）

#### APO アジア生産性機構

20の国と地域が加盟



### 4. 感想

APOは創立以来、加盟国域内の活動が主ということであったが、最近では、アジア域外の視察も始めている。つまり、製造業で先行した日本企業のノウハウや研究成果を提供することで、アジア各国での製造業を中心とする産業、地域開発を支援するという当初の目的から、各国が自主的に活動する人的、社会産業基盤などの資産が整備されてきたことに加え、日本では学べないことも多くでてきた様子が活動の中にも出てきているのではないと思われる。また、アジア各国の産業が独自に国際市場に参加し、独自の競争力を築き始めたことの現われとも言える。

これには、IT活用の普及、インターネットを利用した技術や経営ノウハウに関する情報収集の容易さの向上、大学留学や旅行、ビジネスを通じた人材の流動化により、世界中の先端知識や情報が、環境とわずかな利用料さえあれば、世界中で同時に利用可能になったことが大きい。

企業の内部プロセスを第三者が評価する仕組みとして、会計監査のような法律による強制のない形式で行われているものに、今回の経営品質賞のように応募者である経営者の自主性にに基づく制度として、ISO化された品質、環境、情報セキュリティへの対応が活発に活動されている。

システム監査は、これらの全てと密接な関係を維持しながら、他の制度と比較して存在感が薄く感じられるのは、より積極的に情報発信していないからではないかと思う。

システム監査は、経営品質のように高める制度だけでなく、情報セキュリティのように弱点を補強する制度へも、適用・応用・活用されているわけで、+αの機能として活動の余地が大きい。

## 速 報

## JIS Q 15001改訂のポイント

NO.9 蓮見 節夫

JIS Q 15001が7年ぶりに改訂されました。私なりに改訂のポイントをまとめて見ました。

## 1. 改訂の背景にあるもの

個人情報保護を制度として整備しようという端緒は、「プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」のOECD採択です(1980年)。わが国においても、1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」、1997年「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(通産省告示)などが作られました。

1999年に「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(JIS Q 15001:1999)が作られました。

その後、住民基本台帳ネットワークシステムの構築が国によって進められました。個人情報漏えい問題が相次ぐ中、住基ネットの安全性が論議を呼びました。そうした背景の中で、2003年に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、2005年4月に完全施行されました。

個人情報保護法は、「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的と」しています。

JIS Q 15001 がマネジメントシステムとして、個人情報保護の仕組みを作り、運用することを求めているのに対し、個人情報保護法は、事業者の遵守すべき義務等、より具体的な事柄が盛り込まれています。

今回の JIS の改訂は、個人情報保護法に盛り込まれた事業者の遵守すべき事項などを、JIS の中に取り込むこと、個人情報保護法との用語の統一を図ること、が意図的に含まれました。さらに、国際規格である ISO の規格との整合性が図られています(ISO Guide72「マネジメントシステム規格の正当性及び作成に関する指針(2001)」)。

## 2. 構成上の変化

ISO 規格の他のマネジメントシステムとの整合性を図る、という観点から、名称が「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム要求事項」から「個人情報保護マネジメントシステム 一要求事項一」に変わりました。これは、従来の JIS がマネジメントシステムではなかったということではありません。元々、個人情報保護に関するマネジメントシステムであったものを、名称の上でも、明確にしたというものです。

JIS の新旧比較表

| JIS Q 15001:2006         | JIS Q 15001:1999     |
|--------------------------|----------------------|
| 1 適用範囲                   | 1 適用範囲               |
| 2 引用規格                   | 2 引用規格               |
| 3 用語及び定義                 | 3 定義                 |
| 4 要求事項                   | 4 コンプライアンス・プログラム要求事項 |
| 4.1 一般要求事項               | 4.1 一般要求事項           |
| 4.2 個人情報保護方針             | 4.2 個人情報保護方針         |
| 4.3 計画                   | 4.3 計画               |
| 4.3.1 個人情報の特定            | 4.3.1 個人情報の特定        |
| 4.3.2 法令、国が定める指針及びその他の規範 | 4.3.2 法令及びその他の規範     |
| 4.3.3 リスクなどの認識           |                      |
| 4.3.4 資源、役割、責任及び権限       |                      |
| 4.3.5 内部規定               | 4.3.3 内部規定           |
| 4.3.6 計画書                |                      |
| 4.3.7 緊急事態への準備           |                      |
| 4.4 実施及び運用               | 4.4 実施及び運用           |
| 4.4.1 運用管理               | 4.4.1 体制及び責任         |

| JIS Q 15001:2006                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | JIS Q 15001:1999                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4.4.2 取得・利用及び提供に関する原則<br>4.4.2.1 利用目的の特定<br>4.4.2.2 適正な取得<br>4.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得の制限<br>4.4.2.4 本人から直接書面によって取得する場合の措置<br>4.4.2.5 個人情報を4.4.2.4以外の方法によって取得した場合の措置<br>4.4.2.6 利用に関する措置<br>4.4.2.7 本人にアクセスする場合の措置<br>4.4.2.8 提供に関する措置<br>4.4.3 適正管理<br>4.4.3.1 正確性の確保<br>4.4.3.2 安全管理措置<br>4.4.3.3 従業者の監督<br>4.4.3.4 委託先の監督<br>4.4.4 個人情報に関する本人の権利<br>4.4.4.1 個人情報に関する権利<br>4.4.4.2 開示などの求めに応じる手続き<br>4.4.4.3 開示対象個人情報に関する周知など<br>4.4.4.4 開示対象個人情報の利用目的の通知<br>4.4.4.5 開示対象個人情報の開示<br>4.4.4.6 開示対象個人情報の訂正、追加又は削除<br>4.4.4.7 開示対象個人情報の利用又は提供の拒否権<br>4.4.5 教育<br>4.5 個人情報保護マネジメントシステム文書<br>4.5.1 文書の範囲<br>4.5.2 文書管理<br>4.5.3 記録の管理<br>4.6 苦情及び相談<br>4.7 点検<br>4.7.1 運用の確認<br>4.7.2 内部監査<br>4.8 是正処置及び予防処置<br>4.9 事業者の代表者による見直し | 4.4.2 個人情報の収集に関する措置<br>4.4.2.1 収集の原則<br>4.4.2.2 収集方法の制限<br>4.4.2.3 特定の機微な個人情報の収集の禁止<br>4.4.2.4 情報主体から直接収集する場合の措置<br>4.4.2.5 情報主体以外から間接的に収集する場合の措置<br>4.4.3 個人情報の利用及び提供に関する措置<br>4.4.3.1 利用及び提供の原則<br>4.4.3.2 収集目的の範囲外の利用及び提供の場合の措置<br>4.4.4 個人情報の適正管理義務<br>4.4.4.1 個人情報の正確性の確保<br>4.4.4.2 個人情報の利用の安全性の確保<br>4.4.4.3 個人情報の委託処理に関する措置<br>4.4.5 個人情報に関する情報主体の権利<br>4.4.5.1 個人情報に関する権利<br>4.4.5.2 個人情報の利用又は提供の拒否権<br>4.4.6 教育<br>4.4.7 苦情及び相談<br>4.4.8 コンプライアンス文書<br>4.4.9 文書管理<br>4.5 監査<br>4.6 事業者の代表者による見直し |

### 3. 基本的な考え方

#### (1) 個人情報保護法の理念の具現化

個人情報保護法では基本理念として「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱が図られなければならない。」としています。これらを事業体の中で、実際に実現するためにどうすればよいかについては、法には規定されません。個人情報保護に必要なマネジメントシステムの構築について、このJIS規格が規定しています。

#### (2) マネジメントシステムの実施

個人情報保護マネジメントシステムは、自らの事業の用に供する個人情報を保護するための方針、体制、計画、実施、監査及び見直しを含みます。

マネジメントシステムは、一般的に、内部統制システムとマネジメントサイクルから成り立っています。

内部統制システムは、内部牽制機能を含みます。この規格では、個人情報保護マネジメントシステムを効果的に実施するために役割、責任及び権限を定めることを求めています。その一つとして、個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者の役割、責任及び権限について規定しています。

他方で、マネジメントシステムは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（改善・見直し）というマネジメントサイクルを廻すことによって、継続的改善を進めていく仕組みです。マネジメントサイクルには、経営レベルのPDCAと実施及び運用レベルのPDCAとが含まれています。

### (3) 実施及び運用

実施及び運用では、取得・利用及び提供に関する原則、適正管理、個人情報に関する本人の権利、教育について規定しています。適正管理ではさらに正確性の確保、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督と細かく規定されています。

## 4. 改訂のポイント

JIS Q 15001:1999からJIS Q 15001:2006への改訂による、主な変更点は次のとおりです。全体としては、より詳細になり、ページ数でも倍以上になりました。

### (1) 適用範囲

JIS Q 15001:1999では、「自動処理システムによって処理している、又は自動処理による処理を行うことを目的として書面などによって処理している」事業者に適用するとしていたものが、「個人情報を事業の用に供している」事業者に適用するとなりました。

### (2) 用語の定義では、次の変更がありました。

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| コンプライアンス・プログラム | ⇒ 個人情報保護マネジメントシステム |
| 情報主体           | ⇒ 本人               |
| 収集             | ⇒ 取得               |

JIS Q 15001:1999にあってJIS Q 15001:2006にはない用語

受領者、収集目的、利用、提供、預託

JIS Q 15001:2006で新たに定義された用語

不適合、是正処置

### (3) 新たに次の条項が追加されました

- 4.3.7 緊急事態への準備
- 4.4.2.7 本人にアクセスする場合の措置
- 4.4.2.8 提供に関する措置
- 4.4.3.3 従業者の監督
- 4.7.1 運用の確認
- 4.8 是正処置及び予防処置

### (4) 緊急事態への準備

新たに追加された条項の一つです。インターネット時代の情報システムの特徴として、個人情報が一旦、インターネット上に流出すると、それをすべて取り戻すことは不可能に近い。そこで、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を確立することを求めています。

緊急時の具体的行動として三つのことを求めています。

- ① 漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに伝えること
- ② 二次被害の防止、類似事案の発生回避のために、できるだけ、発生原因及び対応策を公表すること
- ③ 関係機関への報告

### (3) 本人から直接書面によって取得する場合の措置

本人から、書面に記載された個人情報を直接に収集する場合には、利用目的等を、「あらかじめ、書面によって明示し、本人の同意を得なければならない」、としています。書面によって明示する内容は細かく規定されています。JIS Q 15001:1999 では、「書面若しくはこれに代わる方法によって通知し、情報主体の同意を得なければならない」としていました。

### (4) 「個人情報を本人から直接書面によって取得する場合」以外の方法によって取得した場合の措置

JIS Q 15001:1999では、「情報主体以外から間接的に収集する場合の措置」としていた項目が、個人情報を「本人から直接書面によって取得する場合」以外の方法、という表現で拡大しました。個人情報を「本人から直接書面によって取得する場合」以外の方法で取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければなりません。このことは、通常は、あらかじめその利用目的を公表しておけば、支障なく利用できることを示しています。あらかじめその利用目的を公表しなかった場合には、速やかに本人に通知し、又は公表することを求めています。通知又は公表を必要としない例外事項は、個人情報保護法に対応して細かく規定されています。

### (6) 個人情報の第三者提供の措置

個人情報を第三者に提供する場合、あらかじめ本人に対して、直接収集時と同様な事項を通知し同意を得なければならないという原則はあるのですが、個人情報保護法の考えを取り入れて、例外事項が細かく規定されました。つまり、同意がなくても提供できる主な例外は次のことなどです。一部、オプ

トアウトを前提としています。オプトアウトとは、本人から申し出があった場合に、利用又は提供を止める措置を取る仕組みです。

- 大量の個人情報を広く一般に提供するため、本人の同意を得ることが困難な場合で、あらかじめ本人通知に代わる措置を講じている場合  
(具体的には、電話帳、住宅地図、カーナビ、大量の社員情報などが想定されています)
- 法人等の役員及び株主に関する情報で公開された情報を提供する場合で、あらかじめ本人通知に代わる措置を講じている場合
- 特定された利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱の全部又は一部を委託するとき
- 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供された場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき
- 共同利用する場合で、あらかじめ、本人に通知しているとき
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(7) 本人にアクセスする場合の措置

JIS Q 15001:2006 に新たに追加された項目です。個人情報取得後、はじめて本人にアクセスする場合、本人に直接収集時に通知すべき事項に加えて、取得方法を通知して同意を得ることとしています。同意が得られなかった場合、以後のアクセスはできません。

(8) 個人情報に関する権利

開示対象個人情報に対して、開示などの求めに応じる手続き、開示対象個人情報に関する周知、開示対象個人情報の利用目的の通知、開示対象個人情報の開示・訂正・追加又は削除などがより詳細に規定されました。

(8) 従業者の監督

JIS Q 15001:2006 に新たに追加された項目です。事業者が個人情報の保護と安全管理のために、従業者に対し、必要、かつ、適切な監督を求めています。

(9) 文書管理

個人情報マネジメントシステム文書の項で、文書の範囲、文書管理、記録の管理として詳細化されました。文書管理の手順及び記録の管理がより詳細に求められています。

(10) 点検

JIS Q 15001:1999 では、「監査」としていた部分が、「点検」となり、「運用の確認」、「内部監査」、「是正処置及び予防処置」の3項目が設けられました。

(11) 運用の確認

運用の確認の項では、個人情報マネジメントシステムが適切に運用されていることを各部門及び各階層において定期的に確認することを求めています。

(12) 内部監査

内部監査の項では、監査責任者による定期的監査を求めています。監査の客観性、公平性を求め、計画、実施、報告の手順を定めることを求めています。

(13) 是正処置及び予防処置

是正処置及び予防処置の項は、不適合に対する是正処置及び予防処置を実施するための手順を規定することを求めています。実施された是正処置及び予防処置の有効性のレビューも求めています。

(14) 代表者による見直し

事業者の代表者は、定期的に個人情報保護マネジメントシステムを見直すことを求めています。見直し時に考慮すべき事項として、詳しく述べています。

- a) 内部監査及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況に関する報告
- b) 苦情を含む外部からの意見
- c) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ
- d) 個人情報の取り扱いに関する法令、国の定める指針及びその他の規範の改正状況
- e) 社会情勢の変化、一般の認識の変化、技術の進歩などの諸環境の変化
- f) 改善のための提案

## 第117回月例研究会報告

日時：2005年11月7日

場所：中央大学駿河台記念館 280号会議室

講師：総務省行政管理局

行政情報システム企画課

課長補佐 澤田 稔一 氏

演題：「電子政府構築に向けた取組について」

No.683 成田 佳應

### ■はじめに

2001年1月22日の第1回IT戦略本部で「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げた「e-Japan戦略」が決定された。

「e-Japan戦略」の一環として、霞が関WAN、総合行政ネットワーク(LGWAN)、電子政府の基盤の構築などが実施されてきた。本年2月に、IT戦略本部は「IT戦略パッケージ2005」を策定し、「IT利用・活用を一層進め、国民がITによる変化と恩恵を実感できる社会の実現に向けて取り組んで行く」としている。

今回は、総務省行政管理局行政情報システム企画課 課長補佐澤田稔一氏に、今後の「電子政府構築に係る政府の施策全般」、「業務・システムの最適化計画」などについてお話をいただいた。

### ■講演概要

先ず講師の澤田氏が所属する行政管理局の業務・機構についてのご説明があった。行政管理局には大きく分けて「機構・定員等の管理」「行政改革の推進」「電子政府、個人情報保護、情報公開の推進」の3つの役割があり、本講演は3番目の役割に係る部分となる。この役割を細分化すると「電子政府の推進」「行政機関等における個人情報保護の推進、充実」「行政機関等の保有する情報公開の推進」に分かれ、この3点が国の行政における情報政策推進の柱となる部分である。

本セミナーの主題である電子政府の推進においては、以下のような業務を行っておられるとの事であった。

#### ①行政情報システムに関する企画・立案・調整

行政の情報化や電子政府構築に係る各府省の施策の統一性・総合性確保と積極的推進のための企画・立案・調整を行う。また、各府省の情報システム関係予算について、異なる府省間や同一府省内での重複の排除や整合性の確保、個別の要求に対して省内横断的な精査を行い、その結果を意見として財務省主計局に提出する。

#### ②行政機関が共用する情報システムの整備・管理

電子政府の総合窓口(e-Gov)や霞が関WAN、政府認証基盤などの、各府省が共通して利用するシステムについて、効率化の観点から一元的に整備・運用を図る。

#### ③その他

情報システム統一研修の実施。行政手続きオンライン化法の施行。

これらの施策をよく見てみると、統一性、総合性、省内横断的、各府省共通、一元的などの文字が目につく。つまり、各府省で重複していたシステムや処理を統一し、効率化を図るというコンセプトが明確に表れているといえる。現実の問題として、従来は各府省やその内部が縦割り組織であったため、例えば認証局が全体で10以上もあったり、同一省内であるにも関わらずWebシステム(ホームページ)が複数存在していたりという状況であるとの説明があった。しかし、それらの問題はCIO補佐官らによって改善されつつあるとのことである。

電子政府が推進されるようになった背景には社会全体の情報化がある。また、それに伴って2001年に施行されたIT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)が推進の原動力になっている。また、2010年を目指して、e-Japan戦略に続く新たなIT戦略を策定中である。

なお、現在の課題としては、基盤は整備されているが利用が促進されていないこと、および最適化ができていないことが挙げられるそうである。

その後、国別の電子政府評価ランキング、電子政府構築に向けた取組の経過、電子政府の推進体制、電子政府構築計画についての解説があった。電子政府構築計画の目標は「利用者本意の行政サービスの提供」「予算効率の高い簡素な政府」を実現することであり、施策の基本方針は「国民の利便性、サービスの向上」「IT化に対応した業務改革」「共通的な基盤整備」である。解説を聞いていて、これらの説明においてもやはり先ほどと同じようなコンセプトが感じられた。

次に電子政府施策の主要スケジュールの説明があり、また、これまでの主な成果として、政府ポータルサイトの整備・充実、手続きのオンライン化、ワンストップサービスの説明があった。特に政府ポータルサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)については少し詳しい紹介があり、電子政府の総合窓口としての期待が高いことが伺えた。会員の皆さんも是非アクセスしてみられることをお勧めする。

また、府省の今後のシステム計画についても解説があり、各府省共通業務システムの見直しによってシステムの共通化・統一化を図ることと併せて、レガシーシステムの見直しについてのお話があった。従来の特定ベンダーによるオーダーメ

イドや長期に渡る随意契約を改め、今後はオープンシステム化、一般競争入札を推進してゆくとのことであった。現在、36のレガシーシステムについて、できるだけ早期に最適化計画を策定する予定である。さらに、最適化計画の中でコスト削減効果等を試算するとのお話もあった。

なお、府省全体では79分野の業務・システムが最適化計画の対象になっており、内訳は「府省共通業務システム」が23分野、「個別府省業務・システム」が56分野である。セミナーではこれら79分野のリストの提示があった。最適化計画に興味のある方は「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」が<http://www.e-gov.go.jp/doc/20050202doc.pdf>の別添3に掲載されているので参照されたい。

## 第119回月例研究会報告

日時：2006年1月30日(月)18:30～20:30

場所：中央大学駿河台記念館 280号会議室

演題：「ISO/IEC27001：2005の最新動向」

講師：財団法人日本情報処理開発協会

情報セキュリティ部 ISMS 制度推進室室長

高取 敏夫 氏

No.555 松枝 憲司

### 1. 講演要旨

(1) ISMS に関連する国際規格化の背景  
ISO27000シリーズとして、以下のような体系化が計画されている。

ISO/IEC27000(基本及び用語)

ISO/IEC27001(ISMS要求事項)

ISO/IEC27002(実践規範)

ISO/IEC27003(実施の手引き)

ISO/IEC27004(測定)

ISO/IEC27005(ISMSリスクマネジメント)

(2) ISO/IEC27001 への移行計画

① ISMSVer2.0 による初回審査の期限は、JISQ27001 発行時から半年の間。

② Ver2.0による維持審査期限は、JISQ27001 発行時から1年半。

③ JISQ27001による初回審査は、JISQ27001 発行時以降。

④ Ver2.0 から JISQ27001 への移行期間は、JISQ27001 発行時から、1年半の間。

(3) ISO/IEC27001 と ISMS 認証基準(Ver.2.0)との差分(本文の要求事項)

「ISMSの内部監査」が「マネジメントレビュー」から独立したり、「管理策の有効性の測定」や「文書化に関する要求事項」等の差分があるが、ISMS

のVer1.0からVer2.0の変更に比較すれば差異は小さい。

(4) ISO/IEC27001 と ISMS 認証基準(Ver.2.0)との差分(附属書 A の要求事項)

管理目的の数としては、ISO/IEC27001：2005に「7個」追加された。

また管理策の数は、ISMSVer2.0は「127個」から、ISO/IEC27001：2005は「133個」に変更となった。

### 2. 講演の内容

(1) ISMS に関連する国際規格化の背景

現在 ISMS の認証を取っている事業所数は1,300余りにのぼり、そのうち8事業所はISO/IEC27001：2005に移行済みである。日本の認証事業所数は、世界的に見て圧倒的にトップの状況である。

ISMSのこれまでの経過は次の通りである。

① 英国規格 BS7799-1(ベストプラクティス)が、2000年12月にISO化(ISO/IEC17799：2000)され、2002年2月にJIS化(JISX5080：2002)された。

② 2005年6月に、ISO/IEC17799：2005と改訂された。2006年4月にJIS化(JISQ27002：2006)される予定。また2007年には、ISO/IEC27002：2007と規格番号が変更される予定である。

③ 英国規格 BS7799-2(認証基準)をベースに ISMS 認証基準が策定され、現在の ISMS 認証基準(Ver.2.0)は、BS7799-2：2002に準拠している。

④ 英国規格 BS7799-2をベースに、2005年10月にISO/IEC27001：2005が制定された。2006年4月にJIS化(JISQ27001：2006)される予定。

「ISO/IEC27000シリーズの体系化」

① ISO/IEC27000：ISMSの基本を説明し関連する用語を規定(基本及び用語)

② ISO/IEC27001：情報セキュリティマネジメントシステムへの要求事項

③ ISO/IEC27002(17799)：情報セキュリティマネジメントシステムの実践規範

④ ISO/IEC27003：情報セキュリティマネジメントシステムのための実装の手引(現在の「ISMSユーザガイド」相当)

⑤ ISO/IEC27004：情報セキュリティマネジメントの測定(管理策がどの程度有効に機能しているかを測定するためのガイド)

⑥ ISO/IEC27005：情報セキュリティリスクマネジメント(現在の「ISMSユーザーズガイドリスクアセスメント編」に相当)

(2) ISO/IEC27001 への移行計画

① ISMS の Ver2.0 による初回審査の期限：JISQ27001 発行時(現在は2006年4月)から半年の間まで。

- ② Ver2.0による維持審査期限：JISQ27001発行時から、1年半の間。  
 ③ JISQ27001による初回審査：JISQ27001発行時以降可能となる。  
 ④ Ver2.0 から JISQ27001 への移行期間：JISQ27001 発行時から、1 年半の間で Ver2.0 と JISQ27001 との差分の更新審査を行う。

(3) ISO/IEC27001 と ISMS 認証基準(Ver.2.0)との差分(本文の要求事項)

主なものを以下に示す。

- ① 「情報セキュリティ基本方針」→「ISMS基本方針」に変更。ISMS基本方針は情報セキュリティ基本方針を含んだ上位概念  
 ② 管理策の有効性の測定：「文書化に関する要求事項」として「情報セキュリティに関するプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するため、また管理策の有効性を測定する方法を説明するために、組織が必要と判断した文書化された手順」が追加された。有効性の結果をマネジメントレビューへインプットすること。  
 ③ 「文書管理」として「必要とする人にとって文書が使用可能であることを確実にし、また文書がその分類区分に適用される手順に従って移動、保管、及び完全に廃棄されることを確実にする。」とあり、ISO9000より厳しい。  
 ④ 「ISMSの内部監査」は、内容はISMS認証基準Ver2.0の「ISMSの内部監査」とほぼ同じで、大項目となった。

(4) ISO/IEC27001 と ISMS 認証基準(Ver.2.0)との差分(附属書 A の要求事項)

- ① 管理目的の数としては、ISO/IEC27001：2005に「7個」追加された。

| NO | 項番     | 管理目的                     |
|----|--------|--------------------------|
| 1  | A.8.1  | 雇用前                      |
| 2  | A.8.2  | 雇用期間中                    |
| 3  | A.8.3  | 雇用の終了又は変更                |
| 4  | A.10.2 | 第三者が提供するサービスの管理          |
| 5  | A.10.9 | 電子商取引サービス                |
| 6  | A.12.6 | 技術的ぜい弱性管理                |
|    | A.13   | 情報セキュリティインシデントの管理        |
| 7  | A.13.2 | 情報セキュリティインシデントの管理策及びその改善 |

- ② 管理目的の数として、ISMSVer2.0から「4個」削減された。

| NO | 項番   | 管理目的               |
|----|------|--------------------|
| 1  | 4(3) | 外部委託               |
| 2  | 6(1) | 職務定義及び雇用におけるセキュリティ |

| NO | 項番     | 管理目的                  |
|----|--------|-----------------------|
| 3  | 6(2)   | 利用者の訓練                |
| 4  | 7 (3)  | その他の管理策               |
|    | 7 (3)① | クリアデスク及びクリアスクリーンの個別方針 |
|    | 7 (3)② | 資産の移動                 |

- ③ 管理策の数は、ISMSVer2.0は「127個」から、ISO/IEC27001：2005は「133個」に変更となった。内訳として「17個」の管理策が追加された。

| NO | 項番        | 管理目的                  |
|----|-----------|-----------------------|
| 1  | A.6.1.1   | 情報セキュリティに対する経営陣の責任    |
| 2  | A.6.1.7   | 専門組織との連絡              |
| 3  | A.6.2.2   | 顧客対応におけるセキュリティ        |
| 4  | A.7.1.2   | 資産の保有者                |
| 5  | A.7.1.3   | 資産利用の許容範囲             |
| 6  | A.8.2.1   | 経営陣の責任                |
| 7  | A.8.3.1   | 雇用の終了又は変更に関する責任       |
| 8  | A.8.3.2   | 資産の返却                 |
| 9  | A.8.3.3   | アクセス権の削除              |
| 10 | A.9.1.4   | 外部及び環境の脅威からの保護        |
| 11 | A.10.2.1  | 第三者が提供するサービス          |
| 12 | A.10.2.2  | 第三者が提供するサービスの監視及びレビュー |
| 13 | A.10.2.3  | 第三者が提供するサービスの変更に対する管理 |
| 14 | A.10.4.2  | モバイルコードに対する管理策        |
| 15 | A.10.9.2  | オンライン取引               |
| 16 | A.10.10.3 | ログ情報の保護               |
| 17 | A.12.6.1  | 技術的ぜい弱性の管理            |

- ④ Ver2.0の管理策から「11個」削減された。

| NO | 項番     | 管理目的                 |
|----|--------|----------------------|
| 1  | 4(1)①  | 情報セキュリティ運営委員会        |
| 2  | 4(1)⑤  | 専門家による情報セキュリティの助言    |
| 3  | 4(3)①  | 外部委託契約におけるセキュリティ要求事項 |
| 4  | 6(3)③  | ソフトウェア誤動作の報告         |
| 5  | 8(1)⑥  | 外部委託による施設管理          |
| 6  | 9(4)②  | 指定された接続経路            |
| 7  | 9(4)④  | ノードの認証               |
| 8  | 9(5)⑥  | 利用者を保護するための脅迫に対する警報  |
| 9  | 10(3)② | 暗号化                  |
| 10 | 10(3)③ | デジタル署名               |
| 11 | 10(3)④ | 否認防止サービス             |

### 3. 質疑

- (1) ISMS 基本方針と情報セキュリティ基本方針の区分について  
 従来からあった関連する用語を、この2つに統一した。ISMS 基本方針が情報セキュリ

ティ基本方針より上位の概念である。必ずしも2種類の文書を要求しているわけではなく、1つの文書でもよい。

- (2) 「セキュリティ計画」という用語が出てきた理由について  
「セキュリティ計画」とは、リスク対応計画、法令等の対応計画、管理策の見直し計画、研修の見直し計画等、セキュリティに関する様々な計画の総称である。  
「セキュリティ計画書」があるわけではない。

#### 4. 所感

現在のISMS制度のISOへの移行というタイムリーなテーマということもあり、多数の受講者が参加していた。私のクライアントにも、ISMS認証基準Ver2.0からISO27001への切替えが必要という企業があり、非常に関心をもって受講した。

高取氏の「ISO/IEC27001:2005」と「ISMS認証基準Ver2.0」の相違点に関する資料による説明で、大きな変更点の概要等について全体を把握することができた。

質疑応答にもあったが、用語の変更については、実務担当者からすると神経質にならざるを得ないと感じた。

またISMSの認証取得事業所数が1300余りで世界一、2位のイギリスでようやく3桁、アメリカにいたっては数10社程度と聞いて、ISMSに対する日本の熱心さがよくわかった。我が国においては、今回のISO化に伴い、より一層ISMSの認証取得にシフトしていくのではないかと思った。情報セキュリティビジネスマーケット及びシステム監査人のビジネスチャンスが大いに拡大していると感じられた。

### 平成 18 年度第 4 回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成 18 年 4 月 13 日 (木) 18:30 ~ 20:00  
於: 三井物産 (株) 15 階会議室

出席者 鈴木 (信)、橘和、鈴木 (実)、富山、三谷、吉田 (裕)、和貝、馬場、岩崎、金子、蒲ヶ原、斉藤、櫻井 (恵)、桜井 (由)、須田、力、仲、中山、沼野、原、松枝、吉田 (博)、堤 (中部支部オブザーバー)

#### 1. 審議事項

- (1) 広告取扱規定改定 (鈴木会長)

広告取扱規定で「多数回割引制度」の追加改定の提案があり、提案とおり承認された。

#### 2. 報告事項

- (1) 公認システム監査人等の申請状況 (鈴木会長)  
今年度春季の公認システム監査人22名、システム監査人補申請8名の申請があった。

- (2) 韓国システム監理協会との提携覚書調印 (鈴木会長、桜井理事、沼野理事)

- ・ 3月23、24日に訪韓し、韓国システム監理協会と提携覚書の調印を行った。
- ・ 訪韓の報告はHPに掲載しており、次号の会報にも掲載の予定。
- ・ 韓国システム監理協会李前会長に講演いただくため、訪日をお願いしている。

- (3) 事例研究会 (吉田副会長)

- ・ 実践セミナー 5/27-28に名古屋で開催 現在申し込み8名 7/8-9に仙台近郊で開催予定。

- (4) 公認システム監査人利用推進 (力理事)

- ・ 本日理事会終了後に第1回会合を開催する。

- (5) 近畿支部 (吉田支部長)

- ・ 定例研究会

- ① 第94回定例研究会

日時: 平成18年1月20日(金)

18:30 ~ 20:30

場所: 国際カンファレンスプラザC会議室 (大阪市中央区)

テーマ: 「プロジェクト監査と

新システム管理基準」

講師: 中谷 正明氏

- ② 第95回定例研究会

日時: 平成18年3月17日(金)

18:30 ~ 20:30

場所: 大阪府商工会館 (大阪市中央区)

テーマ: 「ビジネスシミュレーション

活用法」

講師: 梅原 清宏氏

- ・ システム監査勉強会

定例研究会が開催されていない月に月例研究会のビデオ上映と討議をしている。

- (6) 中部支部 (メールにて若原支部長)

- ・ 第1回支部例会:

日時: 2006/1/21 14:00 ~ 17:00 (3時間),

内容: 「情報セキュリティ監査の実際」

山崎 拓氏

- ・ 第2回支部例会:

日時: 2006/3/11 14:00 ~ 17:00 (3時間)

内容: 「著作権法について」 篠田四郎氏  
「地方自治体の組織構成と情報セキュリティ対策の事例」

早川晃由氏

- ・ 第3回支部例会:

日時: 2006/5/20 14:00 ~ 17:00 (予定)

## (7) 九州支部 (メールにて福田支部長)

## ・ 3 月度月例会 (第188回)

日時: 平成18年 3月25日(土)

13:00 ~ 17:00

## 発表・報告事項

## 1. 「耐震偽装事件とシステム監査」

(守田昭彦)

## 2. 「通常総会出席報告」(福田啓二)

## 3. 「個人情報保護専門監査人部会の

活動状況」(舩津 宏)

## 4. 「事業継続計画(BCP)策定ガイドライン

の概要」(中溝統明)

## ・ 4 月度月例会 (第189回)

日時: 平成18年 4月22日(土)

13:00 ~ 17:00

以上

議長 鈴木信夫  
 議事録署名人 櫻井恵二  
 馬場孝悦

平成18年度第5回理事会議事録  
 日本システム監査人協会

平成18年5月11日(木)18:30 ~ 20:30

於: 三井物産(株) 20階会議室(C-30)

出席者 鈴木(信)、橘和、鈴木(実)、富山、三谷、  
 吉田(裕)、和貝、小野、蓮見、馬場、岩  
 崎、金子、蒲ヶ原、斉藤、櫻井(恵)、桜  
 井(由)、須田、力、仲、沼野、吉田(博)、  
 森本、高橋、堤(中部支部オブザーバー)

## 資料

## ①継続教育要項(04.10.13)改定案

## ②KISAAとの提携記念講演会(継続教育セミナー)案

## 1. 審議事項

## (1) 継続教育要項改定(鈴木会長)

## (1-1) 継続教育実績申告方法

メールによる申告の追加提案があり、提案  
 どおり承認された。

## (1-2) 継続教育義務時間の検討

昨年末の更新で失効通知対象者が出たこ  
 となどにより、最低義務時間の変更案が提  
 示されたが、時間の縮小よりは継続教育の  
 範囲の拡大を求める意見等が多く、次回再  
 提案をすることで、今回の採択は見送られ  
 た。

## 2. 報告事項

## (1) KISAAとの提携記念講演会関係(鈴木会長)

- ・ 費用は約100万円、参加者は80名を見込  
 んでいる。
- ・ 継続教育セミナーとする。(会費は 2 ~  
 3,000円程度)
- ・ 次回会報に予告を出す。
- ・ ITCA後援セミナーの申請についても検討  
 の余地はある。

## (2) 事例研究会(吉田(裕) 主査)

- ・ 実践セミナー  
 5/27-28に名古屋で開催 申し込み11名  
 7/8-9の東北支部との共催セミナーはこ  
 れから募集をかける。

## (3) 事務局(馬場事務局長)

- ・ 折りたたみ椅子を5脚購入した。
- ・ HP サーバー切り替え設定ミスがあった  
 が復旧した。

## (4) 教育研修委員会(鈴木(実) 委員長)

- ・ 9月認定に向けた8月の公認システム監  
 査人特別認定講習の案内をHPにUPした。
- ・ 本年度は6回開催予定である。

## (5) 組織担当(蓮見副会長)

- ・ 役員変更届けは東京都が受理した。
- ・ 再任者の就任承諾書は H18/2/27 付けの  
 ものを至急提出のこと。

## (6) 個人情報保護研究部会(蓮見副会長)

- ・ 個人情報保護セミナーを近畿、北信越、東  
 京で開催予定。
- ・ 出版も検討中。(工業調査会に打診中)

## (7) 月例研究会(沼野理事)

- ・ 5/22に開催。発表者: 関本氏(JIPDEC)  
 「新JIS(個人情報保護に関するマネジメン  
 トシステム-要求事項)の概要とシステム  
 監査」

## (8) 会報(須田理事)

- ・ 6月発行分(91号)の締め切りは5月15日  
 です。

## (9) 近畿支部(吉田(博)支部長)

- ・ 5/19に定例研究会開催。発表者: 森末氏  
 「内部統制に役立つ情報技術」  
 研究会開始前に支部総会を行う。
- ・ 個人情報保護セミナーを8月開催で準備  
 中。
- ・ 実践セミナーは本年度は見送る。代わりに  
 教材を検討する。
- ・ 10/7に5支部合同研究会を開催予定。

## (10) 法人部会(小野副会長)

- ・ 自治体向けセミナーのDMを6月に発送  
 するので各支部に協力いただきたい。
- ・ 法人部会主催セミナーの企画についても  
 DMを用意する。

(11) システム監査基準研究部会(小野副会長: 松  
枝主査代理)

- ・「IT Control Objectives for SOX」の内容を、プロジェクトメンバーが分担してまとめ、次回(5/16)検討する予定。
  - ・成果物として、システム監査基準・システム管理基準に対して、J-SOX に関して付加する内容をまとめることを考えている。
- (12)公認システム監査人利用推進 (力理事)
- ・担当理事のメーリングリストを立ち上げた。
  - ・利用推進の会合案内は全理事に通知するので出られる方はぜひご参加頂き、なるべくオープンに検討したい。
  - ・利用推進の会合は5月中に開く予定だったが準備が遅れ気味である。
  - ・CSA の認知度向上、STATUS UP、取得のメリット等が伝わる仕組みを検討していきたい。
  - ・入札条件や各種資格認定条件に CSA が記載されるように各種団体、自治体に働き掛けたい。(システム監査技術者や CISA が記載されている箇所に CSA も記載してもらう等)
  - ・理事で CSA でない方は是非 CSA になっていただきたい。
  - ・名刺(会社/個人)に CSA の表示やロゴを入れるなど、理事の皆さんも対外的にアピールして欲しい。
- (13)20周年準備委員会 (沼野理事)
- ・4/26 に第1回フリーディスカッションを実施した。
  - ・5/31 に第2回フリーディスカッションを行い、その後20周年記念セミナー案を発表する予定。

以上

議長 鈴木 信夫  
 議事録署名人 桜井由美子  
 馬場 孝悦

## 会報部会・2006年計画

会報主査 竹下 和孝

### 1. 2006 年度会報担当委員

竹下和孝(主査)、富山伸夫、吉田裕孝、仲厚吉、須田勉、森本哲也(以上、理事)  
 木村陽一、藤野明夫、山田正寛(以上、編集委員)  
 異動(新任) 森本哲也、

### 2. 編集委員募集

新鮮なアイデアを会報編集に注ぐため、編集委員を募集する。

現状では、2人ペアの体制が組めない。

### 3. 2006 年会報の編集計画

| 号数  | 発行月     | 編集担当                                                              |     |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------|-----|
|     | (2006年  | 計画内容)                                                             |     |
| 89号 | 2006.2  | 仲、竹下                                                              | 発行済 |
| 90号 | 2006.4  | 吉田、竹下                                                             | 発行済 |
|     |         | 総会特集                                                              |     |
| 91号 | 2006.6  | 竹下、須田                                                             | 今回  |
|     |         | 韓国との交流、国際化                                                        |     |
| 92号 | 2006.8  | 仲、森本                                                              |     |
|     |         | 個人情報保護の動向、改訂JISQ15001の情報                                          |     |
| 93号 | 2006.10 | 藤野、木村                                                             |     |
|     |         | (特集1)公認システム監査人<br>片山さんに手記を依頼など<br>(特集2)J-SOX 動向<br>月例研での報告から深耕させる |     |
| 94号 | 2006.12 | 須田、山田                                                             |     |
|     |         | (特集1)基準研など、活動報告<br>(特集2)2006支部活動①                                 |     |
| 95号 | 2007.2  | 吉田、+                                                              |     |
|     |         | (特集1)研究会活動<br>(特集2)2006支部活動②                                      |     |
| 96号 | 2007.4  | 富山、+                                                              |     |
|     |         | 総会特集<br>20周年記念行事の準備                                               |     |

**会報編集委員募集**

2006年度、会報編集委員を募集します。  
応募を希望される方は、会報編集委員会までご連絡ください。

**SAAJ 会報の編集活動に参加するメリット**

毎回の特集や編集に参加して他の編集委員と意見を交換することにより、システム監査の理論や技術、実務に関する最新の情報に接することができ、自分自身の考え方、活動方法の整理、そして新しい切り口を発見することができます。

**条件 1**

- ・ 東京都内で行われる編集委員会(2ヶ月に一度程度の頻度で行われる)に参加できること(主として、茅場町の協会事務所で行います)
- ・ e-mail を利用できる環境を持ち、Word、PDF ファイルなど論文編集に利用される文書 ファイルの受信、送信および読み書きなどの編集ができること。  
編集作業の大半は、e-mail のやり取りで行われる。

**条件 2**

- ・ 会報投稿論文への応募があった場合、論文査読をお願いする場合があります。
- ・ e-mail を利用できる環境を持ち、Word、PDF ファイルなど論文に応募される文書ファイルの受信、送信および読み書き、および査読に協力いただける方。  
論文査読を委託する場合には、日程調整と守秘手続を行って、委託します。

**その他**

- ・ 編集主(副)担当、および査読担当の場合に、薄謝を支給します。
- ・ 交通費等の実費は協会で負担します。
- ・ 会報編集委員は、公認システム監査人(補)継続教育で、  
普及啓発 協会の運営を支援する活動  
合計実時間 上限20時間/年  
が認められます。

## 会報掲載論文募集要項

会員の皆さんより、会報掲載論文を募集します。

## 1. 論文の内容

システム監査・セキュリティ監査(関連を含む)の実務の裏づけのある内容で、システム監査・セキュリティ監査(関連を含む)の啓発、普及、理論深化、情報提供、実践、手法開発等に役立つ論文。既発表論文は除く。

## 2. 字数 6千字以上、17千字以内(図表を含める)

3. 提出方法 ms-wordで作成し、フロッピーディスクで会報編集委員会あて送付する。  
(メールに添付する場合は、パスワードを設定する)

## 4. 審査 会報編集委員会内に設ける論文審査委員会にて、審査を行い、掲載に値するか、及び内容の優劣を判断し、掲載する場合は、2万円以上、6万円の範囲で原稿料を支払う。審査の内容は公表しない。

## 5. ここに掲載した論文は、公認システム監査人(補)継続教育で、10時間/1稿として認める。

## 6. 掲載論文募集締め切り 常時受け付けとし、会報編集委員会より打ち切りのお知らせがあるまで継続する。

## 会報掲載論文審査要綱

理事会提案 2003.7

最終改訂 2003.10 判定基準(点数)改訂

## 1. 論文審査委員会

応募論文が提出されたら、編集委員長は、応募条件を満たしているかを判断する。

応募条件を満たしていない場合、直ちに却下する。

(応募条件: 字数の制限、応募者は会員であること)

応募条件を満たしている場合、直ちに、編集委員の中より、2名の審査委員を任命する。

編集委員長を含めて3名で審査委員会を構成する。

論文提出者を、審査委員に加えることはできない。

編集委員長が論文提出者の場合、編集委員長を除いた編集委員会で3名を選出し、審査委員会を構成する。

審査委員名は公表しない。

## 2. 審査委員は、提出した論文を査読し、判定基準表に基づき、点数を出す。

判定基準は、会員からの要望があれば公表する。

以 上

## システム監査実践セミナーの開催 (in 仙台) について システム監査の実際を体験してみませんか!!

日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、システム監査実務セミナー(4日間コース)及びシステム監査実践セミナー(2日間コース)を開催しており、今迄30回近い開催実績があります。

今回システム監査事例研究会と東北支部と共催し、システム監査実践セミナー2日間コースを仙台郊外にて開催します。

このセミナーは、事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材として、実践で得たノウハウを会員の皆様と共有することを目標にしています。システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない皆様、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。

もちろん、システム監査に興味をお持ちの方のご参加も大歓迎です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

なお、本セミナーは、ITコーディネータ協会の「専門知識研修コース」(12時間、3ポイント相当)に認定されております。

### 記

1. 日 時 平成18年7月8日(土)～9日(日) 1泊2日コース  
第1日目 13:00～21:00 第2日目 9:00～15:00
2. 場 所 株式会社ユアテック(東北電力関係会社) 人材開発センター  
宮城県黒川郡富谷町成田九丁目3番地5  
電話: 022-351-5631
3. 費 用 84,000円(宿泊費、食費を含む。会員以外の方は105,000円)  
テキストとして日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル(第2版)」(4,800円税別)が別途必要となります。
4. セミナー内容 事例研究会が実施したシステム監査普及サービスをケーススタディとして取り上げます。セミナー用にアレンジした「システム監査依頼書および企業情報」を教材として、3～4名程度のグループにわかれて、予備調査、本調査、監査報告の実際を体験して頂きます。
5. 講 師 事例研究会メンバーのシステム監査普及サービス経験者2～3名(予定)  
講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます。
6. 募集対象者および人員  
日本システム監査人協会会員(法人会員を含む)、またはシステム監査技術者試験合格者あるいは同等の能力を持つ方、システム監査に従事されている方  
定員20名(最小催行人員10名)
7. 申込み/問合せ先 日本システム監査人協会 システム監査実践セミナー事務局担当  
三輪 智哉  
※ 下記の申込内容を記入の上E-Mailでお申込下さい。  
(E-Mail: t\_miwa@st.rim.or.jp)
8. 申し込み期限 6月12日(月)

## 9. その他

申込み後のキャンセルについては、以下のとおり、キャンセル料を申し受けます。

- ・ 開催日を起算日として15日前まで 無料  
(返金を要する場合事務手数料1,000円を差し引いて返金)
- ・ 開催日を起算日として14日～7日前まで 受講料の20%  
(納入金からキャンセル料及び事務手数料1,000円を差し引いて返金)
- ・ 開催日を起算日として6日～3日前まで 受講料の50%  
(納入金からキャンセル料及び事務手数料1,000円を差し引いて返金)
- ・ それ以降 全額

日本システム監査人協会  
平成18年度システム監査実践セミナー（仙台）参加申込書

平成18年 月 日

1. 氏 名
2. 会員NO.  
(日本システム監査人協会会員の場合のみ、法人会員の場合は法人名を記入下さい)  
連絡および資料送付先 (法人の場合は法人名、部署名も記入下さい)
3. 住 所 〒  
(法人・部署)
4. 電話No.  
FAX-No.
5. E-MAIL アドレス
6. システム監査実践／実務セミナーに参加した経験： あり（ 年 月開催）／なし
7. システム監査経験： あり／なし
8. ITC/CPEポイント申請： 必要／不要 (ITC/CPE)

韓国システム監査事情に関する講演会の予告

協会公認システム監査人等認定委員会では、継続教育セミナーとして、下記の講演会の実施を予定している。

社団法人韓国情報システム監理協会との提携記念講演会（継続教育セミナー）

1. 日時：平成18年(2006) 9月30日(土) 午後2時30分から午後6時
2. 場所：東京新宿区西新宿 京王プラザホテル
3. テーマ：「韓国におけるシステム監査の現状と今後の展開  
～システム監査の法制化はどこまで進んでいるか～」
4. 演題及び講師：
  - 1) 韓国におけるシステム監査の現状と今後の展望（日本語）  
韓国システム監理協会 名誉会長 Lee, Kingduck (李 敬徳) 氏
  - 2) 韓国システム監理協会の現況と今後の展開（韓国語、逐次通訳）  
韓国システム監理協会 会長 Choi, Jiyun 氏
5. 参加費：協会会員 ￥2,000 非会員 ￥3,000
6. 継続教育申告時間：4時間

## 《編集後記》

軟体設計や軟件という、中国語でソフトウェア設計開発のことを意味するそうです。

今回は、当協会が韓国とのシステム監査に関する交流を開始することにちなんで、アジア諸国や外国との活動に関して編集しました。

考えを柔軟にしないと、よいシステム設計や開発はできないと言っているようです。

米国MB賞の受賞企業は、更に柔軟に組織活動の効率化を進め磐石な体制を築き、CITRSの研究成  
果は次世代の方向性を示しているように思えます。

一方で、そのような方向への活動を担う人材がいます。すでにアジア各国に広まった情報処理技術  
者試験は、

中国では、中国信息产业部電子教育中心がを実施しており、

- ・ 系統分析員 (システム・アナリスト)
- ・ 高級程序员 (ソフトウェア・エンジニア)
- ・ 程序员 (プログラマー)

などに合格した技術者は、それぞれ国家のエリートとして活躍しているようです。

能力も高く、処遇もいい。だから若者の憧れとして、また優秀な人材が集まり輝いています。

また韓国では、韓国産業人力公団が資格認定を行っていますが、技師(響きはいい)として処遇され  
ます。

- ・ 情報処理技師 (エンジニア・インフォメーション・プロセッシング)
- ・ 情報処理産業技師 (インダストリアル・エンジニア・インフォメーション・プロセッシング)

わが国、日本ではどうでしょうか。あるいは勢いのあった頃は、どうだったでしょうか。

なぜ日本のSEやプログラマー、プログラマの職場は(最近はあまり聞かなくなりましたが)3Kと言われ  
たのか、産業構造や企業内業務の機能、役割責任などが、モチベーションを維持し、適切な利益を回  
収するためにはどうあるべきかを評価し監査する機会はないものか、と考えています。 (K T)

発行所 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会

発行人 鈴木 信夫

事務局 〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-8-8

共同ビル(市場通り)6階65号室

TEL. 03(3666)6341 FAX. 03(3666)6342

事務局メール: saaajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saa.or.jp/>

会報担当委員

竹下 和孝

須田 勉

木村 陽一

藤野 明夫

山田 正寛

富山 伸夫

吉田 裕孝

仲 厚吉

森本 哲也

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。  
書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: saa-j-kaihoh@yahoo.co.jp